

保育・教育費負担の現状と地方自治体による支援策 —漸進的教育無償化の視点から鳥取県を事例として—

渡部 容子¹, 國本 真吾²

要旨

2012年、日本政府は、国際人権A規約第13条2項の留保を撤回し、中等教育および高等教育の漸進的無償化への義務を負うこととなった。本稿では「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に関する共同研究の一環として、鳥取県を事例として、保育から高等教育へ至るまでの教育費負担と自治体による支援策の現状を明らかにした。人口減少、18歳における県外への若者の流出、中等後教育機関の不足などへの対策として、同県では第1子からの保育料完全無償化や定住者への奨学金返還助成など先導的な施策を導入しており特筆される。地方においては、その圏域における財政状況および教育・福祉・産業・定住・地域振興等の文脈から独自の施策や動きが存在する。各地域の就学前から義務教育・高校教育を踏まえて、きめ細かく一貫した支援施策を積み上げることが、ひいては高等教育へのアクセスの可能性を広げ、すべての地域で漸進的教育無償化を確実で有意義なものとするであろう。

キーワード：教育費負担、漸進的教育無償化、地方施策、保育・教育、高等教育進学

はじめに

2012年9月11日、日本政府はこれまで一部留保してきた「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約/国際人権A規約）第13条2（b）および（c）の留保撤回を国連に通告した⁽¹⁾。第13条は、「教育への権利（right to education）」について（b）は中等教育の、（c）は高等教育の「無償教育の漸進的な導入」による機会均等を定めた条項である。日本政府は、1966年の批准以来「特に、無償教育の漸進的な導入により、」の部分を留保してきたのであるが、この撤回によって、中等教育、高等教育についても無償化へと漸進的に歩むことが義務付けられた。日本国憲法第26条（教育を受ける権利）に定める義務教育の無償とあわせて、2017年12月8日閣議決定「新しい経済政策パッケージ」にもあるように、日本政府は幼児教育から高等教育までの教育無償化の検討に踏み出しつつある。

漸進的教育無償化を進めるためには、中央政府とともに地方政府（都道府県および市町村）や学校法人・大学法人の果たす役割も軽視できない。筆者らは、共同研究「後期中等教育・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」⁽²⁾の中で、地方研究として鳥取県を事例として取り上げてきた。渡部（君和田）は、地方県においては、高等教育への進学によって離県する若者の県外流出が大きな課題であり、「地方県が抱える人口減少問題は、人材養成・人材確保の問題」かつ「県民の生活全般の現状を維持しえるか否かの切実な問題」と指摘し、その圏域における福祉・産業・定住・地域振興策等の観点と財政状況から、独自の施策や動きがみられ、教育機関自らも地域と連携しながら、自身の存続をかけた経営努力と棲み分けを行っていると論及した⁽³⁾。また、國本は、地方県の各市町村が策定した「地方版総合戦略」の読み解きから、Uターンや定住を狙った奨学金・大学連携による支援による高等教育段階の若者を射程にした取組み、そして高校生段階を対象とした通学支援や「地元愛」の育成といった取組み等が存在することを示した⁽⁴⁾。また、無償教育の漸進的導入に

受付日 2018年8月24日、受理日 2018年9月26日

本研究はJSPS科研費JP15H03474の助成を受けたものである。

1. 近畿大学生理工学部教養・基礎教育部門、〒649-6493 和歌山県紀の川市西三谷930

2. 鳥取短期大学幼児教育保育学科、〒682-8555 鳥取県倉吉市福庭854

係る先行研究⁽⁵⁾によれば、例えば高等教育段階での施策は「A学費」「B奨学金・学生ローン等」「C修学支援」「D就労支援・生活保障」に区分され、それぞれに国レベル・都道府県レベル・市町村レベル・大学/学校法人レベル・民間レベルの取組みを想定している。

本稿は、鳥取県を事例として、教育無償化へ繋がる乳幼児期の保育から青年期の高等教育に至るまでの取組みを丹念にすくい上げ、それを踏まえて無償教育の漸進的導入の道すじを見出すことを企図している。

1. 鳥取県の概要

鳥取県は47都道府県で人口が一番少ない県である。2018年1月1日現在の推計人口は564,390人。県下の自治体は、県庁所在地の鳥取市を含む東部地区、倉吉市を含む中部地区、米子市・境港市を含む西部地区の3圏域に大別され、4市14町1村から成っている(図1参照)。県全体・3つの圏域・19市町村それぞれの保育・教育機関や施策の現状が把握しやすい小県である。

学校機関は、2017年度学校基本調査では、幼稚園20校(国立1・公立3・私立16)、幼保連携型認定こども園26園(公立10・私立16)、小学校128校(国立1・他は全て公立)、中学校63校(国立1・公立59・私立3)、高等学校32校(公立24・私立8)、特別支援学校11校(国立1・他は全て公立)、専修学校23校(公立4・私立19)、大学3校(国立1・公立1・私立1)、短期大学1校(私立)、高等専門学校1校(国立)である。

高等教育機関に関しては、受け皿がかぎられているとともに、学部・学科や設置圏域にも偏りがある。全国レベルで見ると、鳥取県の大学等進学率は46位と低く、専修学校専門課程進学率は8位、就職率は14位と高い⁽⁶⁾。

就学前に関しては、先の幼稚園と幼保連携型認定こども園の他、認可保育所が160か所(公立93・私立67)、地域型保育事業23施設、届出保育施設等が37施設となっている⁽⁷⁾。

県行政の所管部署は、上記の教育機関や保育施設に関して複雑になっている。県教育委員会は、基本的には公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を所管する。幼稚園は県内の公立園が少ないとても、私立学校としての設置・認可は地域振興部「教育・学術振興課」となるが、公私立の幼稚園の運営に関しては、保育所等と同じく福祉保健部「子育て王国推進局子育て応援課」が一括して所管する。しかし、幼稚園教諭・保育所保育士・保育教諭の研修や指導助言に関しては、就学前と小学校教育の接続を意識して、県教育委員会小中学校課内の「鳥取県幼児教育センター」が担当する形になっている。高等教育に関しては、公立鳥取環境大学を鳥取県と鳥取市が共同で設立した経緯から⁽⁸⁾、公立大学法人の事務を共同で管理・執行しており、前述の地域振興部「教育・学術振興課」がその業務を担当している。また、「教育・学術振興課」は、公立鳥取環境大学を含めて県下の高等教育機関の学術研究を振興する業務を担っている。そのために小県にもかかわらず、教育無償化へ繋がる取組みの情報が一括されてはおらず、情報収集するのに努力と専門性を要する。

2. 就学前の取組み

就学前の取組みとしては、国の制度に加えて、鳥取県および市町村が独自の保育料軽減を行っていることが注目される(表1参照)。保育料の完全無償化を実現している自治体も存在する。



図1 鳥取県の市町村(鳥取県HPより)

表1 鳥取県の市町村別保育料軽減の状況⁽⁹⁾

主体別の保育料軽減制度について(2017年9月1日時点)					子育て応援課
主体名	軽減内容	第1子	第2子	第3子以降	備考
国	子ども・子育て支援法施行令第14条による軽減制度	1	1／2	無償 同時在園児のみに適用（低所得世帯除く）	2016.4より、低所得世帯については、多子カウント撤廃 2017.4より、第2階層の第2子については無償
県	保育料無償化等子育て支援事業 ・第3子以降保育料無償 ・第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ) ⇒上記を実施する市町村に対し補助 (負担割合)県1／2、市町村1／2		一部無償	無償	2016.4より低所得世帯で同時在園の場合の第2子保育料無償化を実現
鳥取市	第3子保育料無償 第2子保育料無償又は1／5(同時在園の場合のみ)		無償又は1／5 (同時在園の場合のみ)	無償	2016.4より同時在園の第2子1／5
米子市	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
倉吉市	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
境港市	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
岩美町	第3子保育料無償 第2子保育料無償又は1／2(同時在園の場合は1／4)		無償又は1／2	無償	2016.4より第2子1／2
若桜町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	2014年より完全無償化
智頭町	中山間地無償化モデル事業を実施	3人以上同時在園の場合のみ2／3	無償	無償	2016.4より第2子無償化
八頭町	中山間地無償化モデル事業を実施		無償	無償	2016.4より中山間制度に移行し、第2子無償化を実施
三朝町	中山間地無償化モデル事業を実施		無償	無償	2015.4から第2子無償化
湯梨浜町	第3子保育料無償 第2子保育料無償又は軽減		無償又は軽減	無償	2016.4より第2子を軽減
琴浦町	第3子保育料無償 第2子保育料無償	3人以上同時在園の場合無償	無償	無償	2016.4より第2子無償化
北栄町	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
日吉津村	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
大山町	中山間地域無償化モデル事業を実施	3歳以上児無償	3歳以上児無償(3歳未満児は低所得世帯で同時在園の場合のみ無償)	無償	
南部町	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
伯耆町	第3子保育料無償、 第2子保育料1／3又は無償(低所得世帯で同時在園の場合)	3人以上同時在園の場合のみ1／3	1／3又は無償	無償	2016.4より第2子1／3
日南町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	2016.4より完全無償化
日野町	中山間地域無償化モデル事業を実施	2／3	1／3 (第1子と同時在園の場合は1／6(低所得世帯の場合のみ無償))	無償	2016.4より第2子の一部を無償化
江府町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	2015.9から完全無償

*2016.4より全ての市町村で、第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化(第1子と同時在園の場合)が実施されている

*軽減内容欄に「中山間地域無償化モデル事業を実施」と記載のある町は、別の県制度(負担割合:県1／2、市町村1／2)を活用し独自に無償化等を実施。

それ以外の市町村で、備考欄に「県制度と同じ」と記載のない市町村は、県制度に加え市町村独自軽減等を実施。

鳥取県は、2010年から「子育て王国とつとり」をスローガンに掲げ、子育てを地域全体で支えることを目指している。2014年3月には「子育て王国とつとり条例」を制定（2016年3月改正）し、「子育て王国とつとり」の取組みの基本的な考え方を明らかにしている。2015年の国勢調査に基づく女性就業率は、50.9%（全国48.3%）で全国5位にあり、共働き世帯割合は31.2%（全国24.5%）で全国10位と、子育て世代の女性が働く傾向にある。そのため、就学前機関は幼稚園に比べて保育所の数が多く、2014年度の0～5歳人口10万人あたりの保育所数は、629.1か所（全国平均361.8か所）と全国4位となっている⁽¹⁰⁾。

その一方で、2014年度の生活保護世帯の19歳以下の人数割合は1.02%（全国1.29%）、就学援助率15.0%（全国15.4%）、全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合9.0%（全国7.6%）であり、ひとり親家庭の子どもの数が全国平均より1.4ポイント高い⁽¹¹⁾。

保育の分野では、鳥取県は2017年4月1日現在の保育所待機児童数（暫定値）が0人となり、年度当初の待機児童数ゼロが12年間連続している。鳥取県では国の第3子以降の保育料無償に加え、県独自で「保育料無償化等子育て支援事業」により低所得世帯で同時就園の場合に第2子の無償化を行っている。そして、13市町村が独自の保育料軽減制度を持ち、若桜町・日南町・江府町は県の「中山間地域無償化モデル事業」⁽¹²⁾の活用で保育料の完全無償化を実施している。これにより、県下の全ての市町村で、第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化（第1子と同時就園の場合）が実現している。

また、保育料の無償化に加えて、在宅で育児を行っている家庭への支援にも取組んでいる市町村が存在する。三朝町（2014年度～）を皮切りに、伯耆町・湯梨浜町（2015年度～）、若桜町・琴浦町・大山町（2016年度～）で在宅育児世帯への経済的支援の動きが拡大し、県は2017年度「おうちで子育てサポート事業」を創設した。この事業では、保育所等を利用しない在宅育児世帯に対して、市町村による支援を県が半額助成（1歳未満、現金・物品・保育サービス利用軽減、1人3万円までの事業）するという内容である。保育料の無償化を推し進める一方で、保育所等を利用せずに在宅で育児を行う家庭を支える仕組みは、在園児世帯だけではなく在宅家庭も恩恵を受ける配慮の在り方だと言え、就学前の乳幼児を抱える家庭間の公費支援の不均衡を解消する形でも注目に値する。

3. 義務教育段階の取組み

義務教育段階の就学援助は、法律と国が定める援助が基本である。学校教育法第19条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。この条項は、教育の機会均等を定めた教育基本法第4条第1項の経済的地位による教育上の差別の禁止、同第3項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」の具体化である。特に義務教育段階は、経済的理由による就学義務猶予・免除が認められないという意義もある。

就学援助の対象は、生活保護法で規定される要保護者の他、市町村教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（準要保護者）である。支給費目は、一般的に学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などがある。

鳥取県内的一般例として、鳥取市の就学援助費一覧（表2参照）を示す。金額は、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に沿う形となっている。この他、就学援助に関して独自の工夫を行っている自治体として南部町がある。南部町は、2015年度の準要保護者の認定基準から、従来の給与収入（税引き前）だったところを課税所得へと改めた。これに加えた町の援助として、2014年4月からの消費税増税により増額となった給食費を助成する「学校給食費軽減事業」、小学1～3年生までの教材費と小学1～6年生までの学級費の全額補助を行う「教材費補助事業」を設け、普遍的な施策を独自に追加している。

表2 鳥取市の就学援助費一覧⁽¹³⁾

支給費目	支給方法	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）
修学旅行費	校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日制定）の規定に準じた補助対象経費内	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の規定に準じた補助対象経費内
学用品費・通学用品費	6月及び10月に分けて支給	第1学年 5,710円×2回 その他 6,825円×2回	第1学年 11,160円×2回 その他 12,275円×2回
新入学児童生徒学用品費	前年度3月または6月に支給	40,600円	47,400円
校外活動費 (泊を伴わないもの)	校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料 (限度額1,570円)	交通費及び見学料 (限度額2,270円)
校外活動費 (泊を伴うもの)	校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料 (限度額3,620円)	交通費及び見学料 (限度額6,100円)
通学費	交通機関が発行した定期券等を購入したことを証する書面に基づき年2回支給	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額
給食費	該当月の翌月に支給	(食数の実績による支給) 1食単価の7割相当額	(食数の実績による支給) 1食単価の7割相当額
医療費	医療機関又は薬局からの請求に基づき随時支払	学校において発見された学校保健安全法施行令第8条第1項第1号から第6号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額	学校において発見された学校保健安全法施行令第8条第1項第1号から第6号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額

4. 高等学校段階の取組み

2017年度学校基本調査によると、2017年3月に県内の中学校を卒業した者は5,360人で、内訳は高校等進学者5,253人(98.0%)、専修学校高等課程進学者22人(0.4%)、同一般課程入学者2人(0.04%)、公共職業能力開発施設等入学者1人(0.02%)、就職者25人(0.5%)である。高校等進学者の割合は、全国で最下位から2番目である。

就学支援としては、国庫補助が絡むものとして「高等学校等就学支援金制度」、私立学校における「鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金」、「鳥取県高校生等奨学給付金」、「鳥取県公立高等学校学び直し支援金」などが存在する。県独自の育英奨学事業では、「鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金」、「鳥取県育英奨学資金」が存在する。福祉行政が絡むものには、「生活福祉資金」「母子父子寡婦福祉資金貸付金(鳥取県ひとり親家庭等支援)」がある。

鳥取県内にある高等学校の学費は表3の通りである。県立校の授業料は「高等学校等就学支援金」を受け取れば無償となるが、私立校に関して他の都府県が行うような授業料軽減の助成制度はまだ実施されていない。

表3 鳥取県内高等学校学費(2018年度見込み)

区分		初年度合計	入学金	授業料	施設設備費 ・教育振興費	諸会費 ・その他
県立	全日制	124,350	5,550	118,800		
	定時制	34,450	2,050	32,400		
	通信制		480	336/1単位		
私立8校平均	全日制	540,050	66,500	269,625	162,175	41,750

出典:(県立)鳥取県教育委員会「県立高等学校の授業料について」<http://www.pref.tottori.lg.jp/87663.htm>

(私立)各校2018年度入試要項 及び <http://www.ed-net.co.jp/yoko-s/chugoku/tottori.html>

市町村の取組みでは、まず通学費の助成が存在している。県内の高等学校は必ずしも各市町村に存在しておらず、中山間地域の町村部から高校がある市部や隣接の町へと通学することは県内においては一般的である。また、高校進学に際して、中山間地域から市部へと県内移住する例もある。人口流出・減少が激しい地域において、義務教育段階以降の通学や進学による若者の離村は、地域社会の維持に繋がる切実な問題という認識から、通学費助成が用意されていると言える。市町村独自の奨学制度は、同和対策事業の一環で進学奨励金制度が各自治体で存在しているが、琴浦町は子どもたちの「教育を受ける権利の保障」と保護者の「子育て支援」を目的に、2011年度より高校生に対して一般事業化を採っている⁽¹⁴⁾。町内に高等学校が存在しないため、町外へと通学せざるを得ない子どもの権利保障を目的に掲げたこの取組みは、特筆に値するであろう。

5. 高等教育段階の取組み

表4は、県内の各大学・短期大学・専門学校・各種学校等の初年度必要経費の概算、そして授業料減免制度の有無の情報を整理したものである。

表4 鳥取県内大学等・専門学校・各種学校の初年度必要費用（概算）授業料減免制度の有無

(単位:円)									
	教育機関名	概算合計	入学金	授業料	施設設備費	実習費	その他	備考:(その他に含まれる費用)	授業料減免制度
国立	鳥取大学	936,600 ~865,100	282,000	535,800			47,600 ~118,800	学部別納入経費は学部により項目・金額が異なる (TOEIC受験料、学生教育研究災害傷害保険料、助成会費、同窓会入会金、学生活動支援会費、体育会会費、後援会会費、学生自治会費、新入生合宿研修参加費)	有
公立	公立鳥取環境大学	995,300 ----- 901,300	282,000 ----- 188,000	535,800			177,500	入学金一上段 県外者、下段 鳥取県内者 学生教育研究災害傷害保険料・学研付帯賠償責任保険料・学友会費・学生生活・学外学修交通システム負担金等53,000、ノートパソコン124,500	有
私立	鳥取看護大学	1,780,720	300,000	800,000	350,000	300,000	30,720	後援会費20,000、学友会費6,000、学生教育研究災害傷害保険料・学研付帯賠償責任保険料4,720	無
私立	鳥取短期大学	1,108,080 ~1,138,080	240,000	440,000	400,000	0~ 30,000	28,080	実習費は、食物栄養専攻1万円、幼児教育保育学科3万円 (後援会費20,000、学友会費6,000、学生教育研究災害傷害保険料・付帯賠償責任保険料2,080)	無
県立	鳥取看護専門学校	528,350	5,550				410,000 ----- 290,000 ~338,000	教科書・白衣・教材等400,000、後援会入会金2,000・会費8,000 テキスト代、国家試験対策費、研修費、白衣・実習靴25,000	有
	倉吉総合看護専門学校	408,350 ~456,350							
	歯科衛生専門学校	478,350					210,000	教科書・実習用器具・被服等	
	農業大学校	367,150					250,000	教科書代、教材費、学生会費、保護者会費、各種資格試験受験料	
私立	専門学校A(理学療法士)	1,700,000	300,000	800,000	250,000	150,000	約100,000	教科書代、実習衣代、保険料、学外実習交通費・宿泊費	有
	専門学校B(介護)	1,050,000	100,000	660,000	180,000	30,000	約80,000	教科書代、実習衣代、保険料、学外実習交通費・宿泊費	無
	専門学校C(美容師)	1,046,000	120,000	360,000	100,000	160,000	306,000	課外授業費12,000、学友会費24,000、実習用具220,000、諸経費50,000	無
	専門学校D(看護)	1,435,000 ~1,535,000	100,000	700,000	100,000	100,000	435,000 ~535,000	教育教材演習費85,000、教科書・検定代・実習衣・校友会費・同窓会費・健康管理費・海外研修ブログラム積立金350,000~450,000	無

2018年度入学生。「その他」は概算・予定を含む。各教育機関のHP、募集要項より作成。

鳥取県内の高等教育機関は、鳥取大学（国立）、公立鳥取環境大学（公立）、鳥取看護大学（私立）、鳥取短期大学（私立）米子工業高等専門学校（国立）の5校である。2017年3月に県内の高等学校を卒業した者は4,881人で、内訳は大学等進学者2,064人（42.3%）、専修学校専門課程進学者940人（19.3%）、同一般課程入学者506人（10.4%）、公共職業能力開発施設等入学者38人（0.8%）、就職者1,207人（25.2%）である。大学等進学率の割合は、高校等進学者同様に全国最下位から2番目である。旺文社教育情報センターによると、2017年4月の県内大学・短期大学の進学者の内で地元出身者が占める割合は、大学14.9%・短大56.1%となっている⁽¹⁵⁾。大学に関しては、地元出身者の割合の低さは、全国最下位の和歌山県、島根県、奈良県に次ぐ全国44番目である。このことからも、大学進学を機に県外へ流出している若者の数が多いと考えられる。**表4**の他に、就学支援として「鳥取県育英奨学資金（大学等）」（貸与）があり、医療福祉分野の人材確保を目的に「鳥取県医師確保奨学金」（貸与）、「鳥取県看護職員奨学金」（貸与）が存在し、看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士・介護福祉士等を目指す者への修学資金貸付制度が存在している⁽¹⁶⁾。

各大学等では、独自の奨学金、入学金免除・授業料相当額の給付を行っている。鳥取大学は、2017年より経済的理由で修学困難な学生の支援を目的に、「鳥取大学修学支援事業基金」を設立した。基金の用途は、授業料等免除事業（授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除）、奨学金事業（学資を給付又は貸与）、留学支援事業（海外への留学に係る費用の支援）、TA・RA事業（Teaching AssistantやResearch Assistantとして学生を教育研究の業務に雇用するために係る経費）の4項目が示されている⁽¹⁷⁾。公立鳥取環境大学では、2017年度入学生から県内出身者を対象に「鳥取県内出身学生生活支援制度」を設け、自宅通学生で月1万円、自宅外通学生で月2万円を支給する。給付期間は4年間で、負担軽減額は自宅学生の場合は授業料（年間538,000円）の4分の1程度、下宿学生が2分の1程度となる⁽¹⁸⁾。給付金総額は年間約1千万円で、2017年度は大学負担、2018年度以降は設置者である鳥取県と鳥取市と協議を行う。鳥取短期大学では、同短期大学へ入学する県中部（倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町・琴浦町）の出身者に対して、中部圏域の広域行政を担う鳥取中部ふるさと広域連合が「中部ふるさと奨学金」を給付している。

このように、大学独自の工夫や市町村行政が関与した形での経済負担や各種の奨学金の広がりがみられている一方で、県独自の奨学金返還を支援していくための取組みも生み出されている。2015年、県は県内産業界と協力した形で、全国初の奨学金返還助成制度「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」（図2参照）を創設した。若年層の人材確保をねら

鳥取県は県内に就職される学生・卒業生の皆さん 奨学金の返還を助成します！

平成30年度から制度内容が変わりました

- 対象者に「専門学校生（専修学校専門課程）」を追加
- 対象者を全学年に拡大（1年生からも申請可能になりました）
- 対象業種に「農林水産業」を追加



最大216万円の助成！！

**対象
就職先
(業種)**

製造業・IT企業・薬剤師の職域
建設業・建設コンサルタント業・旅館ホテル業
保育士・幼稚園教諭の職域・農林水産業※
※農業、林業及び漁業(認定を受けている法人等)並びに農林水産業協同組合
(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合)

詳しくはお問合せください

対象者

鳥取県内の企業に就職を希望する
・大学院、大学、短大、高専、専門学校の方。
・既卒者(35歳未満)の方。

助成金額

無利子の場合 貸与奨学金の総額×1/2
有利子の場合 貸与奨学金の総額×1/4 ※詳しくは裏面に記載

**※対象奨学金 日本学生支援機構の奨学金（I種、II種）、鳥取県育英奨学資金 他
就職前に認定を受ける必要があります！**

【申請・問い合わせ先】
〒680-8570鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県商工労働部 就用人材局 就用政策課
TEL0857-26-7648 FAX0857-26-8169 Email:koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 検索



図2 鳥取県未来人材育成奨学金募集（2018年度版）

い、県と産業界が資金を出資して「鳥取県未来人材育成基金」を設け、その基金から奨学金返還助成を行うというものである。申請対象者は、県内企業に就職予定の高等専門学校、大学、短期大学、大学院に在籍する学生と 35 歳未満の既卒者で、進学先は県内外で問わない。2015 年度は、対象職種を製造業、IT 企業、薬剤師に限定し、150 人の認定者枠で募集した。2016 年度は職域を建設業・建設コンサルタント業・旅館ホテル業に拡大し 180 名の募集へ、2017 年度は保育士・幼稚園教諭へ拡大、2018 年度からは農林水産業にも拡大し、新たに専門学校生もその対象に加えて拡充している⁽¹⁹⁾。

おわりに

鳥取県の保育・教育費負担の現状とその支援策について見てきた。どの年齢段階においても、地方における支援策の背景には、地域存続をかけた人口減少対策が根底にあることが読み取れる。

就学前段階では、都市部と同様に保育所の待機児童問題は皆無ではないが、鳥取県では全市町村で第 3 子以降の保育料無償化が実施されており、第 1 子からの完全無償化を始めた町も 3 つあった。さらに、1 歳未満児を保育所へ預けていない在宅育児世帯へのサポートを市町村が実施する場合に、県が補助する仕組みも始まっている。保育料の無償化だけではなく、保育所を利用しない在宅育児家庭を支える仕組みは、子育て支援の方策としてのみならず、就学前の家庭間の公費支援の不均衡を解消する方法としても注目される。高等教育の無償化をめぐり、無償化の推進が高等教育を受けない若者との不公平感を指摘する声も多い。例えば、財務省の財政制度等審議会の建議では、「自己投資の側面の強い高等教育についてまで無償化することは、ライフスタイル・キャリアパスが多様化する中、高等教育を受けない選択を行う個人に対して世代内不公平をもたらすことがないか、慎重に検討する必要がある」と述べている⁽²⁰⁾。就学前の保育無償化でも同様な声がある中、このような不公平感や不均衡を解消するための方策から学ぶところはあるだろう。

義務教育段階及び後期中等教育段階は、概ね国の施策通りであるが、保護基準の改善や追加の取組み、そして基礎自治体独自での進学奨励金の一般化など、可能なところから施策を進める自治体もあった。

高等教育段階では、各教育機関の独自の取組や従来の医療・福祉分野への修学支援に加えて、対象職種を広げた奨学金返還支援策が始まっている。進学による県外流出者を地元へ回帰させようという U ターン促進の発想であるが、県内に留まって進学した者もその対象としている点は、この制度の対象を広げ一般化していく可能性でも注目される。県内進学者に対して学生生活支援制度を設けた大学の例においても、人口減少や進学による離県が目立つ地域だからこそその取組みであり、地方における今後の無償教育の導入の意義を考える契機になろう。

就学前段階、義務教育段階、後期中等教育段階、高等教育段階で県及び市町村の保育・教育費負担への支援施策について、担当部署が異なることもあることから未だ各段階で分散しており、支援の利用者が見通しを持てる形での情報収集はなかなか容易ではない。他の都道府県も同様の状況にあることが想像される。本稿は、全体像が比較的把握しやすい小県をまず事例として、各都道府県における就学前から高等教育段階までの支援施策をいかに収集して概観し接続させるかという手法・モデルの開発の意義を持つといえよう。各都道府県、圏域単位での今後の研究の集積が期待される。

また、人口減少が激しく地域存続や生き残りのために地方自治体や地方の教育機関が行う取組みは、その地域ニーズの切実さゆえに更に進んでいくと予測される。同時に、各年齢段階における子ども・若者の発達保障の視点を加え、教育の機会均等を保障する保育・教育費負担軽減から無償化に向けた地域の合意形成のプロセスを解明していくことが課題となろう。

註

- (1) 外務省「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html（2018年8月1日閲覧）。なお、第13条2の条文の関係箇所は、以下の通りである。「第13条2（b）種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。（c）高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。」
- (2) JSPS科研費JP15H03474
- (3) 渡部（君和田）容子（2014）地方県における高等教育等に係る施策と経営、細川孝編、「無償教育の漸進的導入」と大学界改革、139–166、晃洋書房（京都）
- (4) 國本真吾（2016）地方版総合戦略における高等教育関連施策の位置づけ—鳥取県内市町村の総合戦略を例に—、鳥取看護大学・鳥取短期大学地域交流センタ一年報、第1号、5–16
- (5) 渡部昭男（2018）後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策（3）2016–17年度の研究成果と課題—漸進的無償化プログラムの提言にむけて—、神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要11（2）、153–162参照。科研費基盤研究（B）として教育学、経営学、法学等からの総合的な研究が行われている。
- (6) 2017年3月の高等学校卒業生数は4,881人、大学等進学者が2,064人、専門学校専門課程進学者が940人、専修学校一般課程等入学者が506人、公共職業能力開発施設等入学者が38人、就職者が1,225人である。
- (7) 保育所施設数の統計データは、学校基本調査が5月1日現在での数を起点にしていることに合わせて、厚生労働省「福祉行政報告例 月報」の2017年5月分を用いた。なお、公・私立の内訳は、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局「鳥取県の子育て支援の取組」（2017年12月）
<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1104111/20171212.pdf>（2018年3月11日閲覧）を参照し、地域型保育事業は2017年11月1日現在、届出保育施設等は同年4月1日現在の数となっている。
- (8) 公立鳥取環境大学は、公設民営方式で2001年度に開学した。その後、2012年度から鳥取県・鳥取市の共同で公立化され、現在は公立大学法人として設置・運営されている。
- (9) 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課（2017）「主体別の保育料軽減制度について（平成29年9月1日時点）」<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1084737/290401hoikuryokeigen.pdf>（2018年8月22日閲覧）より作成。
- (10) 前掲「鳥取県の子育て支援の取組み」p.3
- (11) 鳥取県「鳥取県子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していく鳥取県を目指して～」2015年3月（2016年12月改訂）
- (12) 鳥取県の「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」は、少子化・人口減少の危機に直面している県内の中山間地域において、保育料の無償化等による子育て支援により、若者の移住定住に取組む市町村を応援する目的で創設された。市町村が、地域の保育所等の保育料を独自に無償化（軽減）する場合、県がその経費の2分の1を支援するものである。
- (13) 「鳥取市就学援助費交付要綱」（2017年7月1日施行）別表第2
<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1503293700535/activesqr/common/other/59bb3893002.pdf>
(2018年8月16日閲覧)より作成。
- (14) 琴浦町「琴浦町在住の高校生に進学奨励金を支給します」
http://www.town.kotoura.tottori.jp/doc_lib/4/4632/youkou.pdf（2018年3月11日閲覧）

- (15) 旺文社教育情報センター (2017) 「平成 29 年度 都道府県別 大学・短大進学状況」
http://eic.obunsha.co.jp/2017_shingakujokyo/ (2018 年 3 月 11 日閲覧)
- (16) 鳥取県が所管するもの内、看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は県外養成施設を卒業後、当該職種で一定期間県内就職した場合に返還が免除される。保育士は鳥取短期大学への進学者に限定され、同短期大学で同時取得可能な幼稚園教諭免許状を生かした就職も含めて、一定期間の保育現場等での勤務により返還が免除される。介護福祉士は、県からの委託で鳥取県社会福祉協議会が所管し、県内養成施設で学んだ後、県内で介護福祉士・社会福祉士として一定期間の勤務により返還が免除される。
- (17) 鳥取大学 HP トピックス「『鳥取大学修学支援事業基金』がスタートしました」2017 年 2 月 13 日
<https://www.tottori-u.ac.jp/item/14888.htm> (2018 年 8 月 22 日閲覧)
- (18) 日本海新聞「環境大が就学支援 県内出身 下宿生に月 2 万円」2016 年 12 月 13 日記事
- (19) 日本海新聞「若者の就職促す県基金 農業分野も対象に」2018 年 1 月 26 日記事
- (20) 財政制度等審議会 (2017) 「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」p. 23 11. 22-25

英文抄録

Latest situation of childcare and education expenses and support measures by local governments

- A case study of Tottori Prefecture, Japan from the viewpoint of Progressive Introduction of Free Education -

Yoko Watanabe (Kimiwada)¹ and Shingo Kunimoto²

In 2012, the Japanese Government withdrew its reservation of Article 13(2) of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, and was obliged to make education free gradually at the level of secondary education and higher education. In this paper, based on the previous research of the principle and measures of "progressive introduction of free education", the latest situation of educational expenses and support measures from childcare until higher education was clarified as a case of Tottori Prefecture, Japan.

It is worth noting that Tottori Prefecture has started several leading measures like as not only free childcare fee for all children from the firstborn child, but also student-loan return support for the graduates working in Tottori. These measures were taken to resolve the population decline, the youth outflow from the prefecture at the age of eighteen, and the lack of post-secondary education institutions. In rural areas, there are unique measures and movements depending on their financial situation and from the own context of education, welfare, industry, settlement promotion and regional development. The accumulation of granular and consistent support measures in a good grasp of preschool services, compulsory education and upper secondary education in each area will allow more access to higher education, and progressive introduction of free education will be certainly made meaningful in every region of Japan.

Key words: Educational expenses, Progressive introduction of free education, Local policy,
Childcare and education, Access to higher education

Received 24 August 2018, Accepted 26 September 2018.

This work was supported by JSPS research grant JP15H03474.

1. General Education Division, Faculty of Biology-Oriented Science and Technology, Kindai University, Wakayama 649-6493, Japan

2. Department of Childcare and Education, Tottori College, Tottori 682-8555, Japan